

* 消える筆記具（鉛筆、フリクションペン等）は
使用不可

(提出先)	健康保険被扶養者(異動)届		
	○ 扶養認定 ○ 扶養削除 ※該当するものにチェックしてください		
当健保HP「 家族が増えた・減ったとき 」の「 提出先1 」をご確認ください	常務理事	事務長	担当者

被保険者欄	被保険者等の記号・番号 (記号) (番号)	被保険者氏名 * 自署の場合は押印不要	性別 ○ ○ 男 女	所属会社・ロケ(略称可) (退職者は記入不要)	連絡の取れる連絡先 (電話番号)
	住民票住所 〒 -				

※被扶養者が4名以上いる場合は、異動届を追加してください

被扶養者欄①	氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日 ○ ○ ○ 年 月 日 S H R	性別 ○ 男 ○ 女	
	続柄/コード (続柄) (コード) ※ブルダウンから選択、または裏面「続柄コード」参照	職業		
	認定・削除理由	事由発生日 R 年 月 日	今後1年間の見込収入 (年金収入を含む) 万円	☐ 給与収入のみ ☐ 給与以外の収入あり (自営業・年金・株収入など)
	居所 ※現在お住いの住所 〒 - 個人番号(別途提出) ※※※※※※※※※※※※※※※※	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)	☐ 発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方はチェック不要	
	住民票住所 ☐ 居所と同じ 〒 - ☐ 居所と異なる → 右記に記入 ※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入	健保組合記入欄 認定日 R 抹消日 . .		

被扶養者欄②	氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日 ○ ○ ○ 年 月 日 S H R	性別 ○ 男 ○ 女	
	続柄/コード (続柄) (コード) ※ブルダウンから選択または裏面参照	職業		
	認定・削除理由	事由発生日 R 年 月 日	今後1年間の見込収入 (年金収入を含む) 万円	☐ 給与収入のみ ☐ 給与以外の収入あり (自営業・年金・株収入など)
	居所 ※現在お住いの住所 〒 - 個人番号(別途提出) ※※※※※※※※※※※※※※※※	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)	☐ 発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方はチェック不要	
	住民票住所 ☐ 居所と同じ 〒 - ☐ 居所と異なる → 右記に記入 ※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入	健保組合記入欄 認定日 R 抹消日 . .		

被扶養者欄③	氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日 ○ ○ ○ 年 月 日 S H R	性別 ○ 男 ○ 女	
	続柄/コード (続柄) (コード) ※ブルダウンから選択または裏面参照	職業		
	認定・削除理由	事由発生日 R 年 月 日	今後1年間の見込収入 (年金収入を含む) 万円	☐ 給与収入のみ ☐ 給与以外の収入あり (自営業・年金・株収入など)
	居所 ※現在お住いの住所 〒 - 個人番号(別途提出) ※※※※※※※※※※※※※※※※	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)	☐ 発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方はチェック不要	
	住民票住所 ☐ 居所と同じ 〒 - ☐ 居所と異なる → 右記に記入 ※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入	健保組合記入欄 認定日 R 抹消日 . .		

事業主記入欄 (退職者は不要)	(正)上記のとおり相違ないことを確認しましたので提出します。 ((正)のみ押印要) (副)提出された被扶養者(異動)届は上記処理しましたので通知します。	
	令和 年 月 日	
	事業所の所在地	
	名称	
	氏名 印	

受付日付印

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

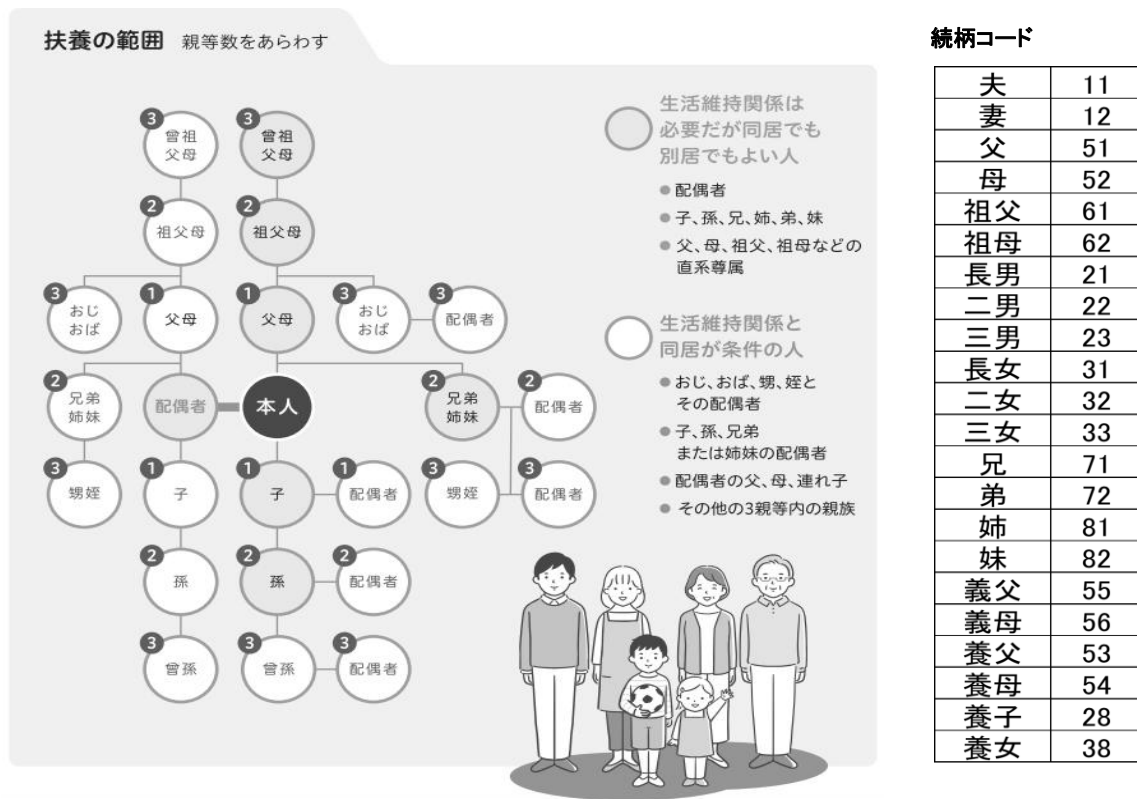
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

手続きに必要な書類の詳細は、当健保ホームページの『家族が増えた・減ったとき』でご確認ください。

参考リンク先: [扶養認定に必要なとなる資料一覧](#)

COMPANY導入会社では、「人事申請メニュー」からも確認いただけます。



被扶養者とは

被扶養者とは、主として被保険者により生計を維持している直系尊属、配偶者(未届を含む)子、ならびに被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持している三親等内の親族ならびに未届の配偶者の父母および子をいいます。

■ 被扶養者の認定条件(以下の条件をすべて満たしていること)

- ◎この先1年間の収入見込みが130万円未満(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円未満、被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の場合は、150万円未満)で、本人(被保険者)の収入の2分の1未満であること。
- ◎失業給付や傷病手当金・出産手当金を受給される場合は、基本手当日額が3,611円以下(60歳以上の場合は4,999円以下)であること。
- ◎共働きの夫婦が子ども等を扶養する場合、配偶者より収入が多い(同等以上)こと。
- ◎別居の場合、被保険者からの仕送り額が認定対象者の年間収入より多いこと。

注意事項

- (1) 被扶養者の認定、削除の当該事実が発生しましたら、すみやかに必要書類を担当の各社人事担当部門へ提出ください。
- (2) 認定対象者の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査の上、認定の可否を決定します。また、扶養認定に必要な資料以外に、提出書類や被保険者・扶養者の状況により追加資料を求めることがあり、審査に時間を要する場合があります。
- (3) 虚偽の届出、または故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者の資格を取り消します。
- (4) 記入の際には、文字が消せるフリクションペンは使用しないでください。他の公的書類も同様にフリクションペンでの記載は無効の扱いとし再提出をお願いすることになりますので十分にご注意ください。

その他

- (1) 被扶養者は今回異動(扶養認定・削除)の対象者のみ記入してください。
(オムロングループ内での転籍の場合は、該当者全員記入要)
- (2) 別居の者を被扶養者とする場合は、定期的に送金していることが明らかとなる書類(通帳のコピー等)が必要です。手渡しは認められません。継続した送金を確認できない場合は、認定を取り消しますので、送金証明書類は大切に保管してください。
- (3) 社会保険届出の電子申請化により、JIS規格外の文字(環境依存文字、外字)を取り扱わないこととなりました。氏名はJIS第1水準、第2水準の文字をご記入ください。
(JIS規格外の文字が含まれる場合は、類似文字またはカタカナでの対応とさせていただきます)

【資格確認書とは】

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない方に対し交付するもので、資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで受診可能です。資格喪失したときは、速やかに返却してください。
扶養認定時に、マイナ保険証を持っておられない方は、申請書の「資格確認書希望欄」にチェック(☑)を入れることで資格確認書を申請できます。